

# サービスご利用までの流れ



## 1 申請

市町村の窓口申請します。  
ケアマネジャーが代行致します。

## 2 認定調査

認定調査員がご自宅等に訪問し、ご本人様の身体的・精神的状況などを調査します。

同時に市町村からかかりつけ医に意見書を求めます。  
意見書を作成する医師は、申請時に指定できます。

## 3 認定審査会

日常生活に支援がどの程度必要かどうかを審査・判定します。

1次判定・・・調査結果をコンピューターで判定  
2次判定・・・専門家からなる介護認定審査会が、1次判定と医師の意見書などに基づき、介護度の判定を行います。

## 4 結果通知

介護が必要と認められた場合、7段階に分けられ、通知されます。

「要介護1～5」、「要支援1～2」、「非該当」の認定結果通知が申請から30日以内をめどに送付されます。

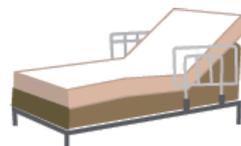
## 5 ケアプラン作成

担当のケアマネジャーと相談しながら利用するサービス内容を決めます。

要介護1～5・・・居宅介護支援事業者を選んで介護サービス計画の作成を依頼します。  
要支援1～2・・・地域包括支援センターに介護予防サービス計画の作成を依頼します。  
※介護相談センターが地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成することもできます。

## サービス担当者との連絡調整

担当のケアマネジャーが、利用するサービスの担当者との調整に入ります。



## ご利用者様の同意

ご利用者様のご同意を得た上で、サービスの利用が開始となります。

サービス  
利用開始

